

農耕作業用トレーラをお持ちの方へ



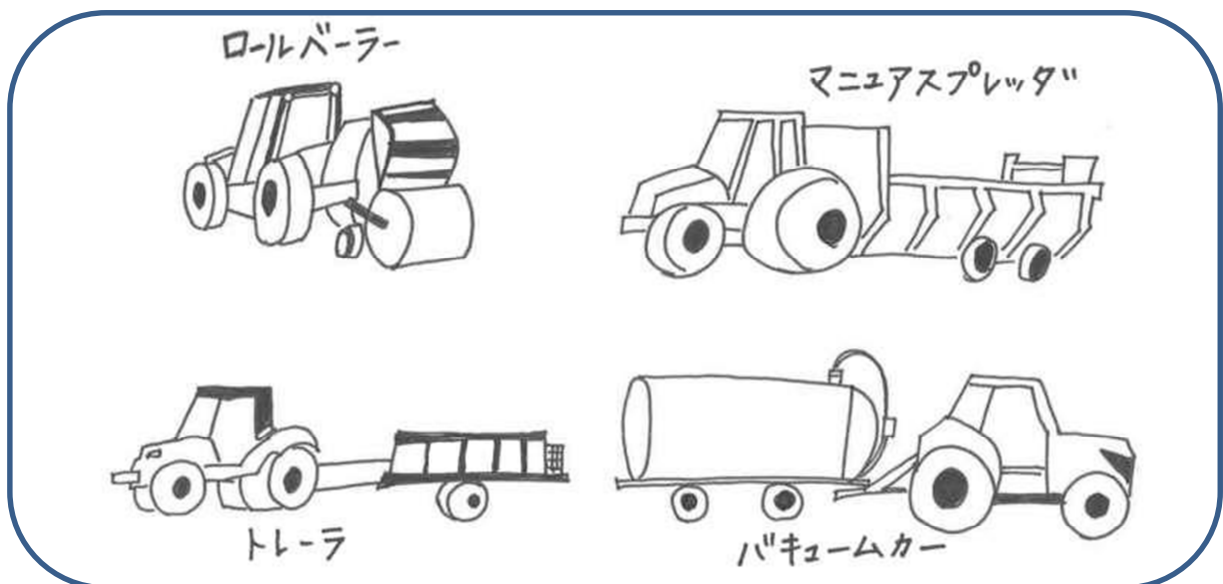
農耕トラクタにけん引され、肥料・薬剤等散布，耕うん，収穫，運搬等を行う「農耕作業用トレーラ（けん引式農作業機）」が，道路運送車両法上の大型・小型特殊自動車に新たに指定されたことに伴い，道路運送車両法における構造要件や保安基準等の一定の要件を満たす場合に限り公道走行が可能となりました。

農耕作業用トレーラは，これまで償却資産として固定資産税の課税対象でしたが，次に記載する「公道を走行するための保安基準」と「小型特殊自動車に該当する「農耕作業用トレーラ」の判断基準」を満たす場合，公道走行の有無に関わらず，所有していれば令和3年度から軽自動車税（種別割）の課税対象となり，軽自動車登録（ナンバープレートの取得）の手続きが必要となります。

農耕作業用トレーラに該当するもの

農耕トラクタのみにけん引されるトレーラタイプの農作業機

＜例＞ロールバラー（集草機），マニュアルプレッタ（堆肥散布機），
トレーラ（運搬車），バキュームカー，スプレーヤ（薬剤散布機） 等



公道を走行するための保安基準及び保安基準等の問い合わせ先

大型特殊自動車又は小型特殊自動車の保安基準が適用されます。詳しくは，国土交通省や農林水産省，（一社）日本農業機械工業会のホームページをご確認ください。

◆運行速度・車両保安基準について：国土交通省自動車局技術政策課 ☎03-5253-8111

◆免許・その他全般的なことについて：農林水産省生産局技術普及課 ☎03-6744-2111

小型特殊自動車に該当する「農耕作業用トレーラ」の判断基準

所有している農耕作業用トレーラが、「小型特殊自動車」又は「大型特殊自動車」のどちらに分類されるかは、運行速度の時速 35km が基準となります。農耕作業用トレーラは、被けん引自動車であることから、けん引自動車（農耕トラクタ）の公道走行時におけるけん引時の最高速度で種別が決まります。

けん引車の種別 ＜農耕トラクタ＞	公道走行における <u>けん引時の最高速度</u>	被けん引車の種別 ＜農耕作業用トレーラ＞	農耕作業用トレーラの 課税の分類
小型特殊自動車	時速 35km 未満	小型特殊自動車	軽自動車税 (種別割)
大型特殊自動車 (けん引時の速度制限あり※1)			
大型特殊自動車	時速 35km 以上	大型特殊自動車※2	固定資産税 (償却資産)

※1：農耕トラクタが大型特殊自動車であっても、けん引時に必要な条件を満たしていなければ、運行の速度制限（時速 15km 以下）等を遵守する必要があります。

※2：最高速度が時速 35km 以上のものは大型特殊自動車となり、運輸支局への登録の有無に関わらず、全てが償却資産の申告対象となります。

ナンバープレートの取得手続き

- ◆届出先：取手市役所課税課，藤代総合窓口課，取手支所
- ◆必要なもの：①販売証明書 又は 譲渡証明書（車名，車台番号，最高時速等が確認できるもの）
②被けん引車であることが分かる写真 又は カタログ
③農耕作業用トレーラ装備等確認書（HP 及び手続き窓口にて取得出来ます）
④軽自動車税（種別割）申告（報告）書 兼 標識交付申請書
⑤本人確認書類（窓口に来る方のもの）
⑥印鑑

※代理の方が手続きをする場合には，委任状が必要になります。

「農耕作業用トレーラ」の軽自動車税（種別割）の税額

年税額：2,400 円

【問い合わせ先】

●軽自動車税（種別割）について

取手市役所 課税課 市民税係 ☎0297-74-2141（内線1241）

●固定資産税（償却資産）について

取手市役所 課税課 固定資産税係 ☎0297-74-2141（内線1250～1252）